

令和 6 年度決算に係る
定期監査結果報告書

令和 7 年 1 月

鳥 取 県 監 査 委 員

第 8 9 号
令和7年11月28日

鳥取県議会議長 福田俊史 様
鳥取県知事 平井伸治 様
鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹 様
鳥取県公安委員会委員長 久本雅義 様
鳥取県人事委員会委員長 中本久美子 様
鳥取県労働委員会会長 小松哲也 様

鳥取県監査委員 高務裕子

鳥取県監査委員 牧田宗大

鳥取県監査委員 山根こころ

鳥取県監査委員 伊藤保

定期監査結果報告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して令和6年度決算に係る定期監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目

次

第1 監査結果報告	1
1 監査の概要	1
(1) 監査の種類	1
(2) 監査の範囲及び目的	1
(3) 監査の実施方法	1
(4) 監査対象機関の数	2
(5) 監査実施期間	2
(6) 監査の執行者	2
2 監査の実施状況	3
(1) 概要	3
(2) 助言	3
(3) 指摘・注意事項及び実施状況	3
ア 政策戦略本部	4
イ 輝く鳥取創造本部	4
ウ 総務部	6
エ 危機管理部	6
オ 地域社会振興部	7
カ 福祉保健部	8
キ 子ども家庭部	9
ク 生活環境部	10
ケ 商工労働部	11
コ 農林水産部	12
サ 県土整備部	13
シ 総合事務所	14
ス 会計管理部	15
セ 企業局	16
ソ 病院局	16
タ 教育委員会	16
チ 警察本部	18
ツ 監査委員事務局	19
テ 人事委員会事務局	19
ト 労働委員会事務局	20

ナ 県議会事務局	20
第2 定期監査の監査意見	21
1 県が保有する海洋練習船について	21
2 利用しやすい庁舎環境整備について	22
3 国庫補助金の収入事務及び基金の運用事務について	23
第3 定期監査の重点事項の調査結果	25
○ 物品の管理について	
(参考1) 令和6年度決算に係る定期監査の処置の概要	34
(参考2) 監査処置基準等について	38
(参考3) 令和6年度決算に係る定期監査結果に基づく指摘事項	41

第1 監査結果報告

1 監査の概要

鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に準拠し、及び鳥取県監査実施要綱（令和2年2月18日監査委員決定。以下「実施要綱」という。）に基づき、次のとおり監査を実施した。

（1）監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

（2）監査の範囲及び目的

監査基準第2条第1項第1号の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかを確認することを目的として実施した。

（3）監査の実施方法

定期監査は、実施要綱第2章に基づき事務監査を行い、その後、本監査を行った。

ア 事務監査

複数の職員が監査資料を基にして、責任ある立場にある者及び担当者から説明を聴取し、関係する書類又は帳簿を検査し、並びに必要に応じて、資料の提出を求め、又は現場を検分する方法により行った。ただし、監査等執行計画において、監査対象機関の本監査を書面監査により実施することとした監査対象機関については、監査資料を基に行った。

イ 本監査

監査資料を基にして実地監査を行ったが、監査等執行計画において書面監査により実施することとしている監査対象機関の本監査は、監査資料を基に書面監査を行った。

(4) 監査対象機関の数

区分	監査対象機関の数	監査を実施した機関の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
知事部局	159	159	53	106
企業局	3	3	1	2
病院局	3	3	2	1
教育委員会	49	49	11	38
警察本部	10	10	3	7
各種委員会等	3	3	1	2
県議会事務局	1	1	0	1
合計	(227) 228	(227) 228	(82) 71	(145) 157

注1 機関数は、総合事務所の各局をそれぞれ1機関としている。

2 合計欄の()は前年度の数である。

(5) 監査実施期間

事務監査：令和7年2月6日から同年9月26日まで

本監査：令和7年2月28日から同年10月22日まで

(6) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	高務 裕子
同	牧田 宗大
同	山根 こころ
同	川部 洋 (令和7年6月30日まで)
同	伊藤 保 (令和7年7月1日から)

2 監査の実施状況

(1) 概 要

監査の処置区分には勧告、指摘及び注意がある。不適正の度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等のうち、監査委員が特に必要と認めたものは**勧告事項**とし、それ以外のものを**指摘事項**とした。また、不適正の度合いが比較的軽易なものは**注意事項**とした。

(2) 勧 告

今回、監査を行った結果、勧告事項に該当するものは認められなかった。

(3) 指摘・注意事項及び実施状況

指摘事項については、該当する事項があったので、その内容を公表するとともに、別途文書により該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める。

また、次に掲げるとおり注意事項に該当する事項もあったので、該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起する。

ア 予算事務

歳出予算の執行年度の誤り

イ 収入事務

多額の未収金、納入期限設定の誤り、その他の収入事務手続の不適正

ウ 支出事務

支出金額の誤り、支出負担行為時期の不適正、その他の支出事務手続の不適正

エ 契約事務

契約内容の不備、その他の契約事務手続の不適正

オ 補助金等事務

記載誤りのある実績報告書の受理、その他の補助金等に係る事務手続の不適正

カ 財産管理事務

金券類受払簿の記載不備、物品貸付手続の未実施、その他の財産管理事務手続の不適正

なお、指摘事項の内容は、次の実施機関別の状況に記載している。

○ 実施機関別の状況

ア 政策戦略本部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
とっとり未来創造タスクフォース	令和7年8月7日	実地監査
政策戦略局 企 画 課	令和7年8月7日	〃
〃 総 合 統 括 課	令和7年8月29日	〃
〃 広 報 課	令和7年8月22日	書面監査
〃 東 京 本 部	令和7年8月20日	実地監査
〃 関 西 本 部	令和7年7月17日	〃
〃 名 古 屋 代 表 部	令和7年8月27日	〃
税 务 課	令和7年8月19日	〃
財 政 課	令和7年9月4日	〃
デジタル局 デジタル改革課	令和7年9月9日	〃
〃 デジタル基盤整備課	令和7年8月8日	書面監査
東 部 県 税 事 務 所	令和7年8月14日	〃
中 部 県 税 事 務 所	令和7年8月22日	〃
西 部 県 税 事 務 所	令和7年8月14日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があつた。

イ 輝く鳥取創造本部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
とっとり暮らし推進局 人口減少社会対策課	令和7年8月19日	実地監査

実施機関	実施日	実施方法
とっとり暮らし推進局 協働参画課	令和7年8月29日	実地監査
中山間・地域振興局 中山間・地域振興課	令和7年8月19日	〃
〃 交通政策課	令和7年8月19日	書面監査
観光交流局 観光戦略課	令和7年7月25日	実地監査
〃 国際観光課	令和7年8月13日	書面監査
〃 交流推進課	令和7年8月13日	〃
〃 まんが王国官房	令和7年8月13日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 人口戦略フォーラム運営業務委託契約について、遡って変更契約を締結していた。（とっとり暮らし推進局人口減少社会対策課）
- 住民による共助の体制づくり支援業務に係る委託料について、誤った完了報告書を受理したことにより過大に支出していた。（中山間・地域振興局中山間・地域振興課）
- 鳥取空港滑走路等整備事業について、国庫支出金を財源とすべきところを当該国庫支出金の交付を受けず執行しているものがあった。（中山間・地域振興局交通政策課）
- 夢みなとタワーの管理運営に係る物品の貸付について、貸付契約を行わないまま貸し付けていた。（観光交流局観光戦略課）

ウ 総務部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
総務課	令和7年9月12日	書面監査
政策法務課	令和7年9月16日	〃
営繕課	令和7年7月24日	実地監査
統計課	令和7年7月15日	〃
行政監察・法人指導課	令和7年7月15日	〃
総合事務センター 庶務集中課	令和7年7月2日	書面監査
〃 物品契約課	令和7年9月16日	〃
行政体制整備局 人事企画課	令和7年9月9日	実地監査
〃 職員支援課	令和7年9月12日	書面監査
〃 職員人材開発センター	令和7年9月12日	〃
〃 行財政改革推進課	令和7年9月4日	実地監査
公文書館	令和7年9月3日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があつた。

エ 危機管理部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
危機管理政策課	令和7年9月16日	書面監査
危機対策・情報課	令和7年9月16日	〃
原子力安全対策課	令和7年9月16日	〃
消防防災課	令和7年7月25日	実地監査
消防防災航空センター	令和7年9月17日	書面監査
消防学校	令和7年9月3日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

○ 鳥取県支え愛マップ作成推進事業委託契約について、不用額の返還手続きを行っていなかった。（消防防災課）

才 地域社会振興部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
市 町 村 課	令和 7 年 9 月 22 日	書 面 監 査
県 民 課	令和 7 年 7 月 29 日	実 地 監 査
文 化 政 策 課	令和 7 年 9 月 26 日	書 面 監 査
美 術 館	令和 7 年 9 月 30 日	〃
産業廃棄物処理施設審査課	令和 7 年 8 月 20 日	実 地 監 査
人権尊重社会推進局 人権・同和対策課	令和 7 年 7 月 4 日	〃
〃 女 性 応 援 課	令和 7 年 9 月 26 日	書 面 監 査
スポーツ振興局 ス ポ 一 ツ 課	令和 7 年 9 月 30 日	〃
〃 ねんりんピックはばたけ 鳥取2024実施本部事務局	令和 7 年 3 月 18 日	実 地 監 査
文化財局 文 化 財 課	令和 7 年 7 月 31 日	〃
〃 とっとり弥生の王国推進課	令和 7 年 9 月 30 日	書 面 監 査
東部地域振興事務所	令和 7 年 9 月 26 日	〃
男女共同参画センター	令和 7 年 9 月 17 日	〃
埋蔵文化財センター	令和 7 年 9 月 30 日	〃
青谷かみじち史跡公園	令和 7 年 9 月 30 日	〃
むきばんだ史跡公園	令和 7 年 9 月 30 日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 鳥取県隣保館相談支援機能強化委託業務について、委託業務の完了が遅延していた。（人権尊重社会推進局人権・同和対策課）

九 福祉保健部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
ささえあい福祉局 福 祉 保 健 課	令和 7 年 7 月 29 日	実 地 監 査
〃 孤 独 ・ 孤 立 対 策 課	令和 7 年 7 月 29 日	〃
〃 福 祉 監 査 指 導 課	令和 7 年 7 月 4 日	〃
〃 障 が い 福 祉 課	令和 7 年 7 月 24 日	書 面 監 査
〃 長 寿 社 会 課	令和 7 年 8 月 22 日	〃
健康医療局 健 康 政 策 課	令和 7 年 8 月 4 日	〃
〃 医 療 政 策 課	令和 7 年 7 月 29 日	実 地 監 査
〃 医 療 ・ 保 险 課	令和 7 年 7 月 14 日	書 面 監 査
感染症対策センター	令和 7 年 7 月 14 日	〃
精神保健福祉センター	令和 7 年 7 月 3 日	〃
鳥 取 看 護 専 門 学 校	令和 7 年 7 月 3 日	〃
倉 吉 総 合 看 護 専 門 学 校	令和 7 年 7 月 3 日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 令和6年度鳥取県ヤングケアラーのためのＳＮＳ上の集いの場設置・運営事業補助金について、補助対象経費から消費税等の額を除くべきところ、消費税等の額を含めて過大に支出していた。(ささえあい福祉局孤独・孤立対策課)
- 外国人介護人材受入促進事業補助金について、国庫支出金を財源とすべきところを当該国庫支出金の交付を受けず執行しているものがあった。(ささえあい福祉局長寿社会課)

キ 子ども家庭部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
子 育 て 王 国 課	令和7年7月29日	書 面 監 査
家 庭 支 援 課	令和7年8月6日	〃
子 ど も 発 達 支 援 課	令和7年7月31日	実 地 監 査
総 合 教 育 推 進 課	令和7年7月14日	書 面 監 査
福 祉 相 談 セン タ ー	令和7年7月3日	〃
喜 多 原 学 園	令和7年7月10日	〃
皆 成 学 園	令和7年5月15日	〃
総 合 療 育 セン タ ー	令和7年5月27日	実 地 監 査
鳥 取 療 育 園	令和7年6月3日	〃
中 部 療 育 園	令和7年5月20日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 共同親権セミナー会場利用に係る契約について、遡って変更契約を締結していた。(家庭支援課)
- 医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金について、送達を受けた申請書を所管課へ転送しなかったため、国庫支出金を財源とすべきところを当該国庫支出金の交付を受けず執行しているものがあった。(子ども発達支援課)

ク 生活環境部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
環境立県推進課	令和7年8月8日	書面監査
脱炭素社会推進課	令和7年8月28日	〃
衛生環境研究所	令和7年8月25日	〃
原子力環境センター	令和7年8月25日	〃
自然共生社会局 自然共生課	令和7年8月25日	〃
〃 山陰海岸ジオパーク 海と大地の自然館	令和7年6月5日	実地監査
〃 循環型社会推進課	令和7年8月25日	書面監査
〃 水環境保全課	令和7年7月8日	実地監査
くらしの安心局 くらしの安心推進課	令和7年8月25日	書面監査
〃 消費生活センター	令和7年5月27日	実地監査
〃 まちづくり課	令和7年8月25日	書面監査
〃 住宅政策課	令和7年8月29日	実地監査
食肉衛生検査所	令和7年9月3日	書面監査
犯罪被害者総合 サポートセンター	令和7年7月15日	実地監査
東部建築住宅事務所	令和7年8月25日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 劇物（ホルマリンほか）の保管庫について、「医薬用外劇物」の表示をしていなかった。（自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館）
- 公有財産（布勢総合運動公園野球場）について、財産の取得に係る事

務手続終了報告を怠っていたため、長期にわたり公有財産台帳に記載していなかった。

また、布勢総合運動公園野球場について、指定管理の運営に関する協定に定める管理物件を示す財産台帳に記載しないまま指定管理者に管理させるとともに協定に定める火災保険に加入していなかった。（くらしの安心局まちづくり課）

- 鳥取県犯罪被害者サポートセンターウェブサイト構築業務変更契約について、遡って変更請書を徵取していた。（犯罪被害者総合サポートセンター）
- 犯罪被害者総合サポートセンターロゴマーク制作業務について、契約解除の期限を過ぎていたにもかかわらず契約を解除していた。（犯罪被害者総合サポートセンター）

ヶ 商工労働部

（ア）本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
商 工 政 策 課	令和 7 年 9 月 17 日	書 面 監 査
立 地 戰 略 課	令和 7 年 9 月 26 日	〃
産 業 未 来 創 造 課	令和 7 年 9 月 29 日	〃
企 業 支 援 課	令和 7 年 9 月 29 日	〃
通 商 物 流 課	令和 7 年 8 月 7 日	実 地 監 査
雇用入材局 雇用・働き方政策課	令和 7 年 9 月 26 日	書 面 監 査
〃 産 業 人 材 課	令和 7 年 9 月 26 日	〃
〃 鳥取県立鳥取ハローワーク	令和 7 年 9 月 18 日	〃
〃 鳥取県立倉吉ハローワーク	令和 7 年 9 月 26 日	〃
〃 鳥取県立米子ハローワーク	令和 7 年 9 月 26 日	〃
〃 鳥取県立境港ハローワーク	令和 7 年 9 月 26 日	〃
産業人材育成 セ ン タ 一	倉吉校	令和 7 年 9 月 17 日
	米子校	令和 7 年 9 月 17 日

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があつた。

コ 農林水産部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
農林水産政策課	令和7年8月7日	実地監査
農業振興局 経営支援課	令和7年8月7日	〃
〃 農業大学校	令和7年9月17日	書面監査
〃 生産振興課	令和7年9月17日	〃
〃 農地・水保全課	令和7年9月22日	〃
畜産振興局 畜産振興課	令和7年10月22日	〃
〃 家畜防疫課	令和7年9月22日	〃
森林・林業振興局 林政企画課	令和7年9月18日	〃
〃 県産材・林産振興課	令和7年9月16日	〃
〃 森林づくり推進課	令和7年9月22日	〃
水産振興局 水産振興課	令和7年9月29日	〃
〃 漁業調整課	令和7年9月18日	〃
市場開拓局 販路拡大・輸出促進課	令和7年9月18日	〃
〃 食パラダイス推進課	令和7年8月27日	実地監査
東部農林事務所	令和7年9月24日	書面監査
東部農林事務所八頭事務所	令和7年9月11日	〃
農業試験場	令和7年6月5日	実地監査
園芸試験場	令和7年4月11日	〃
鳥獣対策センター	令和7年9月11日	書面監査
畜産試験場	令和7年5月2日	〃

実施機関	実施日	実施方法
中小家畜試験場	令和7年5月22日	実地監査
鳥取家畜保健衛生所	令和7年6月3日	〃
倉吉家畜保健衛生所	令和7年3月13日	〃
西部家畜保健衛生所	令和7年3月13日	〃
林業試験場	令和7年9月11日	書面監査
境港水産事務所	令和7年9月24日	〃
栽培漁業センター	令和7年4月11日	実地監査
水産試験場	令和7年5月22日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 農業改良資金貸付金に係る違約金について、調定を行っていないもの及び調定が遅延しているものがあった。（農業振興局経営支援課）
- 劇物（硫酸銅ほか）の保管場所について、「医薬用外劇物」の表示をしていなかった。（畜産試験場）

サ 県土整備部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
県土総務課	令和7年9月24日	書面監査
技術企画課	令和7年9月18日	〃
道路局 道路企画課	令和7年9月22日	〃
〃 道路建設課	令和7年9月22日	〃
河川港湾局 河川課	令和7年7月31日	実地監査
〃 治山砂防課	令和7年8月29日	〃
〃 港湾課	令和7年9月22日	書面監査
鳥取県土整備事務所	令和7年9月26日	〃

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
八頭県土整備事務所	令和7年8月8日	書面監査
鳥取港湾事務所	令和7年9月17日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 行政財産の目的外使用許可（山陰海岸ジオパーク案内看板設置）について、使用許可期間終了後も許可手続を行わないまま使用させていた。
(道路局道路企画課)
- 令和6年度鳥取県雨水貯留タンク設置業務に関する委託契約について、遡って変更契約を締結していた。
(河川港湾局河川課)

シ 総合事務所

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
中部総合事務所		
県民福祉局	令和7年7月10日	書面監査
倉吉保健所	令和7年7月3日	〃
環境建築局	令和7年9月3日	〃
農林局	令和7年9月24日	〃
県土整備局	令和7年9月29日	〃
西部総合事務所		
県民福祉局	令和7年9月17日	書面監査
米子保健所	令和7年7月15日	〃
環境建築局	令和7年8月27日	〃
農林局	令和7年9月24日	〃
米子県土整備局	令和7年8月20日	実地監査
日野振興センター 日野振興局	令和7年9月26日	書面監査
日野振興センター 日野県土整備局	令和7年8月29日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- スーパーボランティア支援事業交付金について、交付決定が遅延しているものがあった。（中部総合事務所県土整備局）
- 一時保護委託料について、一連の事務手続の遅延により支払が遅延しているものがあった。（西部総合事務所県民福祉局）
- 令和6年度協働型ボランティア促進事業交付金について、交付決定が遅延しているものがあった。（西部総合事務所米子県土整備局）
- 令和6年度協働型ボランティア促進事業交付金について、交付決定を行っていないにもかかわらず、受理した実績報告書の内容を改変して額の確定を行っているものがあった。（西部総合事務所米子県土整備局）
- 未舗装野積場に係る使用許可について、使用許可申請書を受理したものの、決裁手続を行わずに使用させているものがあった。（西部総合事務所米子県土整備局）

ス 会計管理部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実 施 方 法
会 計 指 導 課	令和7年9月16日	書 面 監 査
統 括 審 査 課	令和7年9月16日	〃
工 事 檢 査 課	令和7年7月24日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があつた。

セ 企業局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
企 業 局	令和 7 年 7 月 10 日	実 地 監 査
東 部 事 務 所	令和 7 年 6 月 12 日	書 面 監 査
西 部 事 務 所	令和 7 年 7 月 2 日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があつた。

ソ 病院局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
病 院 局	令和 7 年 9 月 9 日	書 面 監 査
中 央 病 院	令和 7 年 7 月 9 日	実 地 監 査
厚 生 病 院	令和 7 年 7 月 8 日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があつた。

タ 教育委員会

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
教 育 総 務 課	令和 7 年 9 月 9 日	実 地 監 査
教 育 環 境 課	令和 7 年 9 月 9 日	〃
教 育 人 材 開 発 課	令和 7 年 9 月 29 日	書 面 監 査
教 育 セ ン タ 一	令和 7 年 9 月 12 日	〃
小 中 学 校 課	令和 7 年 9 月 18 日	〃

実施機関	実施日	実施方法
特別支援教育課	令和7年7月4日	実地監査
高等学校課	令和7年9月18日	書面監査
いじめ・不登校 総合対策センター	令和7年9月16日	〃
社会教育課	令和7年9月22日	〃
図書館	令和7年9月24日	〃
人権教育課	令和7年9月22日	〃
博物館	令和7年9月18日	〃
体育保健課	令和7年8月27日	実地監査
東部教育局	令和7年8月4日	書面監査
中部教育局	令和7年9月29日	〃
西部教育局	令和7年7月22日	〃
鳥取東高等学校	令和7年7月3日	〃
鳥取西高等学校	令和7年6月13日	〃
鳥取商業高等学校	令和7年8月4日	〃
鳥取工業高等学校	令和7年9月26日	〃
鳥取湖陵高等学校	令和7年8月4日	〃
鳥取緑風高等学校	令和7年8月4日	〃
青谷高等学校	令和7年7月30日	〃
岩美高等学校	令和7年7月30日	〃
八頭高等学校	令和7年8月4日	〃
智頭農林高等学校	令和7年8月4日	〃
倉吉東高等学校	令和7年7月3日	〃
倉吉西高等学校	令和7年7月3日	〃
倉吉農業高等学校	令和7年2月28日	〃
倉吉総合産業高等学校	令和7年7月3日	〃
鳥取中央育英高等学校	令和7年8月4日	〃
米子東高等学校	令和7年8月28日	〃
米子西高等学校	令和7年8月28日	〃
米子高等学校	令和7年8月28日	〃
米子南高等学校	令和7年8月28日	〃
米子工業高等学校	令和7年8月28日	〃
米子白鳳高等学校	令和7年3月17日	〃
境高等学校	令和7年9月17日	〃

実施機関	実施日	実施方法
境港総合技術高等学校	令和7年9月17日	書面監査
日野高等学校	令和7年8月4日	〃
鳥取盲学校	令和7年4月15日	実地監査
鳥取聾学校	令和7年4月15日	〃
鳥取養護学校	令和7年4月17日	〃
白兎養護学校	令和7年8月4日	書面監査
倉吉養護学校	令和7年4月17日	実地監査
皆生養護学校	令和7年4月21日	〃
米子養護学校	令和7年8月7日	書面監査
琴の浦高等特別支援学校	令和7年4月21日	実地監査
まなびの森学園	令和7年5月13日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 物品（集会用テント・スポットクーラー）の貸付について、物品貸付手続の作成等の一連の事務手続を行わないまま貸し付けていた。（体育保健課）
- 日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る負担金について、加入者数の報告を誤ったため過大に支出していた。（米子工業高等学校）

チ 警察本部

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
警察本部	令和7年7月25日	実地監査
鳥取警察署	令和7年5月20日	〃
郡家警察署	令和7年7月30日	書面監査
智頭警察署	令和7年8月4日	〃
浜村警察署	令和7年5月13日	実地監査
倉吉警察署	令和7年9月22日	書面監査

実施機関	実施日	実施方法
琴浦大山警察署	令和7年9月17日	書面監査
米子警察署	令和7年9月29日	〃
境港警察署	令和7年9月22日	〃
黒坂警察署	令和7年9月22日	〃

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、比較的軽易な注意すべき事項があつた。

ツ 監査委員事務局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
監査委員事務局	令和7年8月19日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

テ 人事委員会事務局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実施機関	実施日	実施方法
人事委員会事務局	令和7年9月1日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項があつた。

〔指摘事項〕

- 公平委員会事務に係る受託事業収入（経常外経費分）について、調定が遅延していた。

ト 労働委員会事務局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
労働委員会事務局	令和7年3月18日	実地監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、処置する事項は認められなかった。

ナ 県議会事務局

(ア) 本監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 閣	実 施 日	実 施 方 法
県議会事務局	令和7年9月16日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 台湾視察に係る現地借り上げバス及び通訳ガイドの手配業務について、遡って変更請書を徴取していた。

第2 定期監査の監査意見

1 県が保有する海洋練習船について

県内唯一の水産学科を有する専門高校である境港総合技術高等学校では、本県水産業の振興に必要な人材の育成・確保のため、海洋練習船「若鳥丸」で航海実習を実施している。生徒は、長期間の海上生活や本格的な航海を経験し、専門的知識と技術を習得しており、「若鳥丸」は重要な学びの場となっている。

現在、「若鳥丸」は、令和9年2月の竣工を目指し、新たに代船を建造中であるが、約23億円の建造費用に加え、その後も、年間数千万円から1億円程度の検査・修繕費用が必要となる見込みである。更に、社会保障関係経費や県有施設の長寿命化等に要する費用の増加と生産年齢人口の減少等による税収減など、本県の財政状況はより一層厳しさを増すことが予想され、今後、経済的で効率的な船舶の運用が求められる。

については、持続可能な航海実習の実現のため、次の更新に向けて、他県との海洋練習船の共有や合同実習の実施など幅広く船舶の保有方法を検討するとともに、他県との交流、情報収集を早期に実施されたい。

また、令和6年5月に代船建造に係る入札を実施したところ、想定以上の資材価格等の高騰、工事数量（時間数）の増加により不落札となり、予算・納期を見直して同年7月に再度入札を行った。その結果、竣工予定が令和7年度（令和8年3月）から令和8年度（令和9年2月）に延期となり、新たに現船の中間検査費用が必要となった。（令和7年度予算：1億176万円）

については、特に高額な財産の取得に係る入札に当たっては、納期の遅れにより追加の費用が発生することのないよう、資材価格や市場動向を注視して取り組みたい。

2 利用しやすい庁舎環境整備について

県庁及び各総合庁舎の多くは築60年前後で老朽化が進んでおり、和式トイレが数多く残っている。各庁舎の洋式トイレの比率は平均で男性用トイレが59.4%、女性用トイレが49.2%と低く、特に女性用トイレについては、本庁第二庁舎(36.0%)や中部総合事務所(40.0%)などの洋式化が進んでいない。

庁舎	男性用トイレ					女性用トイレ					
	大			小	洋式		和式	洋式		和式	計
	洋式	和式	計		数	比率		数	比率		
	数	比率	数		数	比率		数	比率		
本庁第一庁舎	18	85.7%	3	21	43	16	53.3%	14	30		
本庁第二庁舎	9	50.0%	9	18	27	9	36.0%	16	25		
東部庁舎	5	50.0%	5	10	15	9	64.3%	5	14		
八頭庁舎	3	50.0%	3	6	12	4	57.1%	3	7		
中部総合事務所	8	44.4%	10	18	29	8	40.0%	12	20		
西部総合事務所	12	70.6%	5	17	34	13	56.5%	10	23		
日野庁舎	5	45.5%	6	11	17	5	45.5%	6	11		
合計	60	59.4%	41	101	177	64	49.2%	66	130		

また、園芸試験場や山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館では、通信速度が遅く、Web会議システムの利用などで業務に支障をきたしており、ITが欠かせない現在の執務環境として十分でないと思われるものも確認された。

については、利用者の声を聴き、庁舎のトイレの洋式化など、誰もが利用しやすいバリアフリー化を進められたい。また、業務の効率化を図るため、単独地方機関のデジタル環境の改善を図られたい。

3 国庫補助金の収入事務及び基金の運用事務について

(1) 国庫補助金の収入事務について

自主財源に乏しい本県において、国庫補助金は貴重な財源である。

しかしながら、収入事務の遅延による国庫補助金の収入未済について、3年前の定期監査で1件（約25億円）の勧告を行ったにもかかわらず、国庫補助金収入の手続きは事業によって異なるものの、昨年度の定期監査で2件（計651千円）、本年度の定期監査で2件（計16,873千円）（注）と、同様の事案が確認されている。

（注）うち14,300千円は令和7年度中に収入見込

については、国庫補助金の未収により県財政に負担を生じさせることのないよう、所属の進捗管理を徹底するとともに、財源確保に対する職員の意識の醸成を図られたい。

(2) 基金の運用事務について

本県が設置する40の基金については、31の基金所管課が運用方針を決定し、その依頼に基づき、会計管理部が運用事務を行うこととされている。

しかしながら、基金所管課は基金の管理者としての意識が希薄で、運用に関する知識と経験に乏しいのが実態であり、総額800億円超の基金のうち数か月単位の定期預金で運用しているものの一部については、より効果的な運用を検討する余地があると考えられる。

については、財源確保の観点から、基金の運用状況を点検し、安全で、より効果的な運用を図られたい。また、基金の運用は知識と経験が必要であることから、管理運用の一元化や専門的知識を有する職員の育成など、今後の体制を検討されたい。

(参考) 基金の運用状況

区分	令和6年度末		令和5年度末	
年度末基金残高	824億円		853億円	
(運用内訳)				
債券	120億円	5年 6億円 10年 39億円 20年 75億円	84億円	5年 一 10年 29億円 20年 55億円
繰替運用	100億円		100億円	
貸付金・美術品	7億円		10億円	
定期預金	597億円	1年超 一 1年 383億円 1年未満 214億円	659億円	1年超 一 1年 331億円 1年未満 328億円

※令和6年度中の新規積立額 110億円、取崩額 140億円

(参考) 「基金運用事務マニュアル（令和5年改訂版）」より抜粋

- ・基金の管理は、地方公共団体の長の権限に属し（地方自治法第149条）、基金に属する現金、有価証券及び動産の出納及び保管は会計管理者の権限である。（地方自治法第170条）
- ・このため、会計管理者は、長の決定した運用方針に従い、その命令又は通知等に基づいて現金の出納及び保管のみを行うものである。
- ・以上から、基金所管課は、基金の管理につき主体的対応を行うべきものであって、会計管理者は、基金所管課からの依頼に基づき、運用手段、期間等について協議、助言を行い、預金あるいは有価証券での運用事務を行うものである。

第3 定期監査の重点事項の調査結果

1 監査の概要

(1) テーマ

物品の管理について

(2) 目的

物品は県民共有の財産であり、鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号。以下「規則」という。）において、物品は、常に良好な状態で保管しなければならないと定められているが、一昨年、西部総合事務所において、複数のデジタルカメラの盗難が発生した。

また、毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「毒劇法」という。）により厳格な管理方法が定められている。毒劇物は取扱いを誤れば社会や環境に重大な影響を及ぼすことが想定されるが、近年、他県の大学等で紛失が確認されている。

このため、規則第3条に規定する備品、鳥取県企業局財務規程（昭和38年企業局管理規程第8号）第49条に規定する固定資産及び鳥取県病院局財務規程（平成7年病院局管理規程第12号）第54条に規定する固定資産のうち施設外に持ち出して使用するもの、画像等を記録する機能を持つ小型電子機器等及び毒劇物の管理状況を重点的に監査することにより、今後の適正な事務の執行に資することとする。

2 監査対象及び方法

(1) 調査対象機関

72機関（監査対象228機関のうち、事務監査を実地で行った機関）

(2) 調査対象事務

施設外に持ち出して使用する備品又は固定資産（ただし、車両は除く。）（以下「備品」という。）、画像等を記録する機能を持つ小型電子機器等のうち下記に示すもの及び毒劇物の管理事務（ただし、業務上の機密情報の保持等のため調査ができない事務を除く。）

＜対象となる小型電子機器等＞

デジタルカメラ、ビデオカメラ、I C レコーダー、携帯電話、タブレット端末、ノートパソコン、U S B メモリのうち職員が共有して利用するもの（業務により特定の職員のみが利用するものは除く。）

(3) 調査方法

調査対象事務について、重点調査項目に沿って対象物品の確認及び聞き取り等を行った。

3 重点調査項目

調査対象事務について調査した項目は、以下のとおりである。

(1) 備品の管理について

- ア 現物を確認できたか。
- イ 備品シールを貼付しているか。
- ウ 使用についてどのように管理しているか。
- エ 規則で定める回数以上の照合を実施しているか。

(2) 小型電子機器等の管理について

- ア 保管場所を定めているか。
- イ 使用についてどのように管理しているか。

(3) 毒劇物の管理について

- ア 施錠できる保管場所で保管しているか。
- イ 保管場所のかぎを厳重に管理しているか。
- ウ 保管庫及び保存容器に転倒防止対策を行っているか。
- エ 保管場所及び保存容器に指定された様式で表示を貼っているか。
- オ 管理簿等を整備し、購入、使用実績等を記録する等、在庫管理を行っているか。
- カ 定期的に在庫量を点検しているか。

4 監査結果

(1) 総 括

調査結果は、以下のとおりである。

＜不適正な事案が見受けられた機関＞

区分	機関数（延べ）	機関数（実数）
ア 備品の管理に係る事項	7 機関	6 機関
イ 小型電子機器等の管理に係る事項	3 機関	1 機関
ウ 毒劇物の管理に係る事項	22 機関	12 機関

(2) 重点調査項目についての調査結果

ア 備品の管理に係る事項

(ア) 現物の確認に係る事項

未確認の機関は、県以外の施設において備品を保管していたものであるが、貸付手続を行わず貸し付けていることが確認された。

区分	機関数
確 認	33 機関
未確認	1 機関
計	34 機関

(イ) 備品シールの貼付に係る事項

規則の運用方針第12条関係に規定する備品シールを貼付していない事案が確認された。

区分	機関数
有	29 機関
無	5 機関
計	34 機関

(ウ) 使用の管理方法に係る事項

使用に係る管理を行っていない機関があった。

区分	機関数
管理簿等を整備	13 機関
貸出・返却を確認	23 機関
長期間未使用	6 機関
管理していない	1 機関
計	43 機関

(注) 同一機関が複数の方法を行っている場合は、各区分に計上している。

(エ) 保管状況の確認に係る事項

規則第14条に規定する年1回以上の確認について、全ての機関が行っていた。

イ 小型電子機器等の管理に係る事項

(ア) 保管場所に係る事項

全ての機関が保管場所を定めていることを確認した。

(イ) 使用の管理方法に係る事項

使用に係る管理を行っていない機関があった。

対象品目	対象機関数	区分				
		管理簿等を整備	貸出・返却を確認	外に持出さない	長期間未使用	管理していない
デジタルカメラ	54 機関	26 機関	32 機関	—	2 機関	—
ビデオカメラ	29 機関	15 機関	11 機関	—	5 機関	—
I C レコーダー	51 機関	23 機関	34 機関	—	1 機関	1 機関
携帯電話	38 機関	18 機関	26 機関	—	—	—
タブレット端末	37 機関	22 機関	17 機関	—	1 機関	1 機関
インターネット接続用パソコン	55 機関	4 機関	3 機関	48 機関	—	—
ノートパソコン (上記以外)	27 機関	14 機関	10 機関	4 機関	2 機関	1 機関
U S B メモリ	61 機関	54 機関	20 機関	—	—	—
比率		50.0%	43.5%	14.8%	3.1%	0.9%

(注) 同一機関が複数の方法を行っている場合は、各区分に計上している。

ウ 毒劇物の管理に係る事項

(ア) 保管場所の施錠に係る事項

毒物及び劇物の盜難又は紛失防止に係る留意事項について(平成30年7月24日付
薬生薬審発0724第1号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知。以下「留意事項」という。)に定める保管方法について、保管している部屋の施錠をしていない機関があった。

区分	機関数	比率
有	21 機関	95.5%
無	1 機関	4.5%
計	22 機関	100.0%

(イ) 保管庫のかぎの管理に係る事項

留意事項に定める保管庫のかぎの保管について、かぎの管理をしていない機関が複数あった。

区分	機関数	比率
管理している	19 機関	86.4%
管理していない	3 機関	13.6%
計	22 機関	100.0%

(ウ) 保管庫及び保存容器の転倒防止対策に係る事項

毒劇法第11条第2項に規定する保管方法について、保管庫及び保存容器の転倒防止対策が不十分な機関が複数あった。

区分	機関数	比率
対策あり	19 機関	86.4%
対策が不十分	3 機関	13.6%
計	22 機関	100.0%

(エ) 保管場所及び保存容器への表示に係る事項

a 保管場所

毒劇法第12条第3項に規定する保管場所の表示について、表示をしていない機関が複数あった。

区分	機関数	比率
表示あり	20 機関	90.9%
表示なし	2 機関	9.1%
計	22 機関	100.0%

b 保存容器

毒劇法第12条第1項に規定する容器及び被包の表示について、全ての機関が保存容器に表示をしていた。

(オ) 管理簿等の整備に係る事項

留意事項に定める在庫管理について、管理簿又は帳簿を整備していない機関が複数あった。

区分	機関数	比率
整備している	16 機関	72.7%
整備していない	6 機関	27.3%
計	22 機関	100.0%

(カ) 在庫量の点検に係る事項

留意事項に定める定期点検について、点検をしていない機関が複数あった。

区分	機関数	比率
点検している	15 機関	68.2%
点検していない	7 機関	31.8%
計	22 機関	100.0%

5 監査意見

(1) 毒劇物の保管について

ア 保管場所及び保存容器の表示について

毒劇法第12条第1項及び第3項に規定する表示について、保管場所に表示がされていない事案が見受けられた。

については、毒劇物を保管する場所への毒劇法に規定する表示を徹底されたい。

○保管場所に表示をしていなかった機関 2機関

イ 盗難及び紛失の防止等について

保管場所を施錠していない事案、かぎ付きの保管庫に保管していない事案、保管庫にかぎを刺した状態にしている事案が見受けられた。

については、部外者などによる盗難防止の措置を講じられたい。

また、在庫管理に関して管理簿等を整備していない事案や、在庫量の点検を行っていない事案が見受けられた。

については、在庫管理のため管理簿を作成するとともに、使用量の把握や在庫量の点検を行わわれたい。

○保管場所又はかぎの管理が不十分な機関 4機関

○在庫管理が不十分な機関 7機関

ウ 漏えい、流出等の防止について

保管庫及び保存容器の転倒防止対策が不十分な事例が見受けられた。

については、地震などの災害による二次被害を防ぐ対策を講じられたい。

○保管庫又は保存容器の転倒対策が不十分な機関 3機関

エ 使用しない毒劇物の廃棄等について

確認した毒劇物の中には長期間使用されていないものが複数確認された。これらの毒劇物は、内容物を把握しないまま整理せず保管されているもの、転倒防止対策が講じられていないもの、在庫量の点検が十分に行われず管理簿等も整備されていないもの等が見受けられた。

毒劇物は、飛散、流出等により、周辺環境に保健衛生上大きな影響を及ぼす恐れがあり、法律等により徹底した管理が求められるものである。

については、使用見込がない毒劇物の早期の廃棄を行わわれたい。

○長期間未使用の毒劇物を保管していた機関 6 機関

(2) 備品等の保管について

ア 備品の管理について

物品の使用状況を把握しておらず貸付事務を行っていないもの、物品を職員の目の届きにくい場所に無施錠で保管するもの等、管理が十分でないと思われるものが確認された。

については、規則等に定める管理手続を徹底するとともに、盜難防止対策に努められたい。

○備品の管理が不十分な機関 2 機関

イ 小型電子機器等の使用管理について

ノートパソコン等、使用に係る管理が行われていない事例が見受けられた。これらの小型電子機器には個人情報が保存されることも多く、紛失した場合は情報セキュリティ上、重大な問題を引き起こすこととなる。

については、適期の記録内容の消去等による情報管理を行うとともに、盜難、紛失の防止や早期発見のため、使用の管理を適切に行われたい。

○使用の管理を行っていなかった機関 1 機関

(3) 長期間未使用の物品について

ア 備品等の有効活用について

確認した物品の中には、当該機関では長期間未使用ではあるが、他の機関で使用できると思われるものもあった。

については、使用見込みがない備品又は小型電子機器等は、有効活用に向け、他機関への保管替えを検討するとともに、使用できない場合は適切な処分を行われたい。

また、業務効率化や行政コストの削減を図るため、1台のスマートフォンで私用携帯番号と公用携帯番号の使い分けが可能なアプリ電話「moconavi050」が昨年（令和6年）8月に導入されたが、公用携帯電話の契約件数約3,000件（※）に対して登録者数が230人程度であることから、積極的な周知を図られたい。

（※）…公共料金自動口座振替払による携帯電話契約件数

イ 金券類の有効活用について

収入印紙及び郵便はがきについて、使用実績がなく、今後の使用見込みもないにもかかわらず保管している事案が定期監査を実施する中で複数確認された。

については、不用な収入印紙は他機関への保管替えを検討されたい。

また、不用な郵便はがきは必要な切手等に交換し有効活用することとし、各機関が個別に交換手続を行うのではなく、1機関に集約して行う方法を検討されたい。

【参考】

○毒物及び劇物取締法（抜粋）

（毒物又は劇物の取扱）

第11条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盜難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

（毒物又は劇物の表示）

第12条 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

（業務上取扱者の届出等）

第22条

5 第11条、第12条第1項及び第3項、第17条並びに第18条の規定は、毒物劇物営業者、特定毒物研究者及び第1項に規定する者以外の者であつて厚生労働省令で定める毒物又は劇物を業務上取り扱うものについて準用する。この場合において、同条第1項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（第22条第5項に規定する者の業務上毒物又は劇物を取り扱う場所の所在地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長）」と読み替えるものとする。

○毒物及び劇物の盜難又は紛失防止に係る留意事項について（抜粋）

1 保管場所の管理について

毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者が、不用意に毒物又は劇物に触れることがないようするため、以下の措置を講じること。

（2）かぎをかける設備等のある堅固な施設に保管すること。また、構造上かぎをかけられないタンク等の場合、人が近づくことができないよう、その周囲に柵を設けること。

2 かぎの管理について

かぎの管理が不十分である場合、毒物及び劇物の保管管理が意味をなさないため、毒物及び劇物の保管場所の管理と併せて、以下の措置を講じ、かぎの管理にも十分留意すること。

(4) 毒物及び劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者がかぎを入手及び使用できないようにすること。また、かぎの管理者又は代理者が不在時においても、同様の管理を実施すること。

3 在庫管理について

毒物及び劇物の在庫量の定期点検等を行うことで、不要な在庫の早期把握ができ、より適切な在庫管理の実施につながる。また、毒物及び劇物の盗難、紛失があった場合の早期発見等にもつながるため、以下の措置を講じること。

(1) 管理簿又は帳簿を備え、入出庫や在庫量の定期点検の際の記録をつける等、適切に毒物又は劇物の在庫管理を行うこと。この際、管理簿等に記載された数量と実際の毒物又は劇物の数量が一致していることを確認すること。

(3) 在庫量の定期点検を適切な頻度で行うこと。

○鳥取県物品事務取扱規則（抜粋）

（物品の確認）

第14条 会計管理者、出納員、分任出納員、物品出納員又は物品保管主任は、物品出納簿に登録した物品の保管の状況について毎年1回以上確認しなければならない。ただし、第25条第1項ただし書の規定により1年を超える貸付期間とした貸付物品については、貸付期間中に1回以上確認するものとする。

○鳥取県物品事務取扱規則の運用方針（抜粋）

第12条関係（保管の原則）

2 備品については、適正な管理を行うため、1点ごとに備品シール（様式第13号）を当該備品に直接貼付するものとする。ただし、その備品の性質、大きさ、形状、使用形態等により直接貼付できないと認められるものについては、現物と備品番号が照合できるよう、別に管理台帳を整備するなどの必要な措置を講ずるものとする。

(参考 1)

令和6年度決算に係る定期監査の処置の概要

監査の結果、97機関において、是正や注意喚起が必要な文書処置事項が192件確認されました。その内訳は、指摘事項27件、注意（文書）事項165件となっています。

なお、本県の「業務適正化」制度の導入から6年が経過し、取組も定着していることから、他県の例も参考に本年度から監査処置基準を見直し、監査実施時点で自所属が点検し改善の措置を講じていたもの（90件）と条例・規則によらない軽微なもの（66件）については文書処置から口頭注意に変更しました。口頭注意事項は156件です。（別記参照）

旧基準を適用した場合の文書処置件数は348件であり、前年度の385件と比較すると1割減少しています。発生要因として、上司の内容確認不足やコンプライアンスの欠如に起因する事項が確認されています。

1 文書処置件数

（単位：件、（機関））

区分	勧告	指摘	注意（文書）	合計
本庁	0（0）	17（17）	91（53）	108（58）
地方機関	0（0）	10（7）	74（38）	84（39）
合計	0（0）	27（24）	165（91）	192（97）

（注）合計欄の機関数は実機関数であり、重複により各区分の合計と一致しない。

（参考）文書処置件数の推移

（単位：件、（機関））

区分	勧告	指摘	注意（文書）	合計
令和6年度決算	0（0）	27（24）	165（91）	192（97）
（旧基準適用）	0（0）	46（37）	302（120）	348（129）
令和5年度決算	0（0）	51（45）	334（143）	385（152）
令和4年度決算	0（0）	74（51）	276（118）	350（135）
令和3年度決算	1（1）	56（39）	281（125）	338（135）

2 事項別内訳

（1）全 体

区分	件 数	主な内 容	旧基準適用 (件数)
予算事務	2(4)	歳出予算の執行年度の誤り〔2〕	2(4)
収入事務	63(77)	多額の未収金〔33〕、納入期限設定の誤り〔6〕	94(77)
支出事務	55(121)	支出金額の誤り〔36〕、支出負担行為時期の不適正〔8〕	111(121)
契約事務	26(99)	契約書の内容不備〔6〕、収入印紙未貼付の契約書受理〔5〕	52(99)
補助金等事務	8(17)	交付決定の遅延〔3〕、記載誤りのある実績報告書を受理〔2〕	20(17)
財産管理事務	38(49)	金券類受払簿の記載不備〔7〕、物品管理事務の不適正〔6〕	69(49)
その他の事務	0(18)		0(18)
合計	192(385)		348(385)

（注）件数欄の（ ）内は前年度の件数、主な内容欄の〔 〕内は本年度の件数である。

(2) 指 摘

区 分	件 数	内 容
予 算 事 務	0(2)	
收 入 事 務	5(2)	国庫負担金等の申請事務の遅延等による収入未済 [3]、調定漏れ [1]、調定の遅延 [1]
支 出 事 務	7(36)	支出金額の誤り [3]、支出負担行為時期の不適正 [2]、一連の事務遅延による支払い遅延 [1]、不用額の返還手続の未実施 [1]
契 約 事 務	5(6)	変更契約締結の事務手続の遅延等 [4]、契約解除の事務手続の不適正 [1]
補 助 金 等 事 務	3(2)	交付決定の遅延 [2]、額の確定通知の不適正 [1]
財 産 管 理 事 務	7(3)	行政財産使用許可の未実施 [2]、財産管理の不適正 [1]、物品貸付手続の未実施 [2]、医薬用外劇物表示の未実施 [2]
合 計	27(51)	

(注) 件数欄の () 内は前年度の件数、内容欄の [] 内は本年度の件数である。

(3) 注意(文書)

区 分	件 数	主 な 内 容
予 算 事 務	2(2)	歳出予算の執行年度の誤り [2]
收 入 事 務	58(75)	多額の未収金 [33]、納入期限設定の誤り [6]、督促状の未発行・発行遅延 [4]
支 出 事 務	48(85)	支出金額の誤り [33]、支出負担行為時期の不適正 [6]、支払遅延 [4]
契 約 事 務	21(93)	契約書の内容不備 [6]、収入印紙未貼付の契約書受理 [5]、検査員任命の不適正 [2]、履行確認の不十分 [2]
補 助 金 等 事 務	5(15)	記載誤りのある交付申請書を受理 [2]、記載誤りのある実績報告書を受理 [2]、交付決定の遅延 [1]
財 産 管 理 事 務	31(46)	金券類受払簿の記載不備 [7]、物品管理事務の不適正 [6]、物品貸付手続の未実施 [4]、物品の取得・処分事務の不適正 [3]
その他の事務	0(18)	
合 計	165(334)	

(注) 件数欄の () 内は前年度の件数、主な内容欄の [] 内は本年度の件数である。

3 不適正事務の発生要因

(単位: 件、 %)

区 分	件 数				割 合 〔前年度〕
	勧告	指摘	注意	計	
①上司の進行管理不足	—	7	17	24	12.5 [21.6]
②上司の内容確認不足	—	5	69	74	38.6 [26.5]
③担当者や上司の関係規程等への認識不足等	—	10	40	50	26.0 [31.9]
④担当者の失念、判断誤り	—	1	5	6	3.1 [6.5]
⑤団体の書類提出の遅延等	—	2	1	3	1.6 [5.2]
⑥その他 (多額の未収金がある場合等)	—	2	33	35	18.2 [8.3]
合 計	—	27	165	192	100.0

(注) 区分欄の発生要因は、鳥取県監査実施要綱第16条に規定する事務監査結果報告書の項目別に分類している。

(別記)

1 口頭注意とした主な事例

(1) 監査実施時点で自所属が点検し改善措置を講じていたもの

項目	内容	再発防止策
歳入	調定遅延 公有財産貸付料について、調定が遅延した。	進捗管理状況一覧により管理を適正に行う。(令和7年度は適切な時期に調定済)
	払込遅延 出納員管理口座に入金された歳入金について、払込が遅延した。	口座の入金確認を毎月1回から週1回以上に見直した。
歳出	支払遅延 物品の購入代金について、事務手続を失念していたため、支払が遅延した。	課内全体で事案を共有し再発防止に努めるとともに、進捗管理状況一覧で進捗管理を行う。
契約	支出負担行為の遅延 研修受講料について、事務手続を失念していたため、支出負担行為が遅延した。	進捗管理状況一覧を作成し、複数人で確認し、進捗管理を徹底する。(令和7年度は適切な時期に支出負担行為済)
財産	貸付物品返還の受入遅延 貸付物品について、返還の受け入れが遅延した。	貸付期間の満了日前日に、相手方に返却期限について連絡する。

(2) 条例・規則によらない軽微なもの

- ・資金前渡の精算について、統括審査課の審査を受けていなかった。
- ・委託契約について、予算案上程前に見積依頼を行っていた。
- ・年1回の所属長の物品確認について、物品確認データベースにより行わず、物品出納簿により行っていた。

2 支出事務に係る処置基準の見直し

旧基準では支出負担行為が遅延したものは全て指摘していたが、新基準では履行後に契約書を作成したもの又は支出負担行為が3か月以上遅延したものを指摘とした。

旧基準	新基準 (R7年度~)
支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの <u>全部</u>	支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの <u>重大なもの</u> (契約書を作成するもので履行後に行ったものは全部) 又は3か月以上の遅延及び遡及

(参考) 旧基準を適用した場合の指摘件数の比較

(単位:件)

区分	予算事務	収入事務	支出事務	契約事務	補助金事務	財産管理事務	その他	合計
令和6年度決算	0	5	7	5	3	7	0	27
(旧基準適用)	0	5	26	5	3	7	0	46
令和5年度決算	2	2	36	6	2	3	0	51

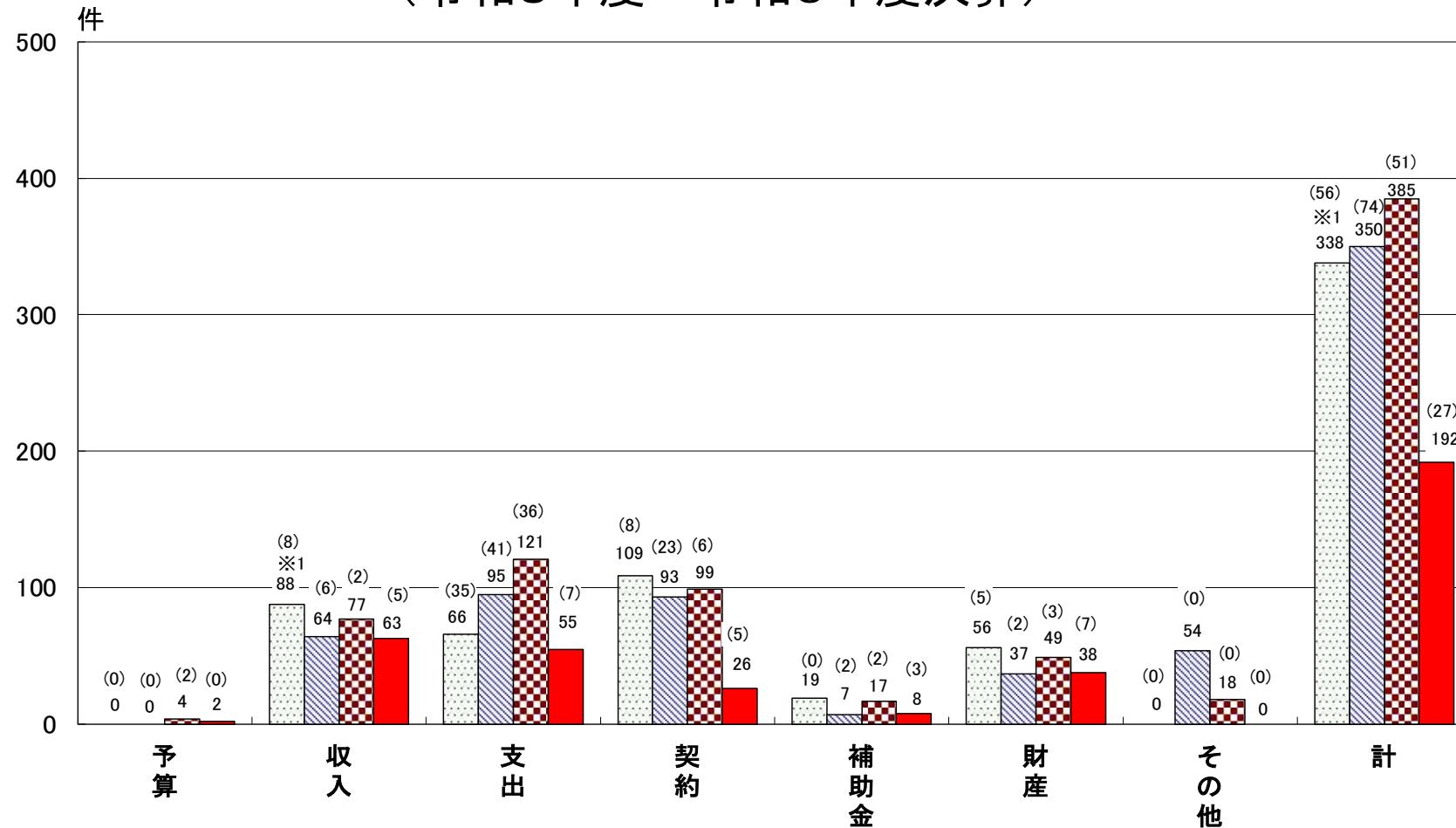
→うち19件

[新基準] 注意 (文書) 6件

口頭注意 13件

定期監査による不適正事案件数の状況 (令和3年度～令和6年度決算)

- 37 -



表の見方

1 令和3年度～令和6年度決算に係る定期監査による不適正事案件数を表しています。

R3決算 [.] R4決算 [■] R5決算 [▨] R6決算 [■■■]

2 数値は、全体の不適正事案件数を表し、()は指摘件数、R3年度決算の※は勧告件数で内数です。

監査処置基準等について

1 烏取県監査実施要綱（抜粋）

別表第3（第5条関係）

監査処置基準

処置区分	処置の事案	処置の内容
勧告	次の1～3に該当するもので監査委員が特に必要と認めたもの 1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。）に違反したもの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく勧告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、その処理方針について回答を求める
指摘	1 法令に違反したもの 又は不当なもので、重大なもの 2 著しく妥当性を欠くもの 3 著しく不経済又は非効率なもの	1 法に基づく報告及び公表をする 2 報道機関等に内容を公開する 3 代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知し、必要に応じその処理方針について回答を求める
注意	指摘に至らない比較的軽易なものうち、文書により是正を求めることが適当と認められるもの	代表監査委員は、部局長及び監査実施機関の長に対し、文書で是正を求める又は注意を喚起する

備考 上記の処置区分による処置が適当でないと認められるときは、その他の処置をすることができる。

2 監査処置基準の運用指針（抜粋）

区分	項目	指摘の具体的基準
1 予算	○予算執行の不適正	○債務負担行為又は予算流用が適正でないもの ・重大なもの ○繰越手続きがなされていないもの ・全部
	○その他	○その他予算事務に関し適正でないもの ・重大なもの
2 収入	○調定の不適正	○調定漏れ又は調定金額が誤っているもの ・合計額5万円以上 ○調定が遅延しているもの ・合計額50万円以上で3か月以上 ・合計額10万円以上で6か月以上 ○納期限が適正でないもの ・重大なもの ○年度区分又は収入科目を誤っているもの ・重大なもの
	○現金収受の不適正	○直接収納した収納金の払込が遅延しているもの ・合計額5万円以上で1週間以上 ・合計額1千円以上5万円未満で1か月以上 ○現金、有価証券の保管又は取扱が適正でないもの ・重大なもの ○現金（有価証券）領収証書の取扱が適正でないもの ・重大なもの
	○未収金の整理の不適正	○未収金に対する措置が適正を欠くもの ・重大なもの ・未収金額が1百万円以上の案件のうち、取組が特に不十分と認められるもの

区 分	項 目	指 摘 の 具 体 的 基 準
2 収 入	○負担金等の申請事務の不適正	○申請手続きが行われていないもの又は申請金額が誤っているもの ・歳入が不足しているもの全部
	○その他	○その他収入事務に関し適正でないもの ・重大なもの
3 支 出	○支出負担行為の不適正	○支出負担行為が行われていないもの又は適期に行われていないもの ・重大なもの(契約書を作成するもので、履行後に行ったものは全部)又は 3か月以上の遅延及び遡及
	○支出命令の不適正	○支出金額が誤っているもの ・合計額5万円以上 ○支払が遅延しているもの ・延滞金を支払ったもの又は3か月以上の遅延 ○資金前渡又は概算払の精算が遅延しているもの ・返納額の合計額10万円以上で1か月以上 ・返納額の合計額1万円以上で3か月以上 ・返納額の合計額1千円以上1万円未満で6か月以上 ○歳出戻入が遅延しているもの ・返納額の合計額10万円以上で1か月以上 ・返納額の合計額1万円以上で3か月以上 ・返納額の合計額1千円以上1万円未満で6か月以上
	○その他	○その他支出事務に関し適正でないもの ・重大なもの
4 契 約	○予定価格の不適正	○予定価格が決定されていないもの ・競争入札に付したもの又は1件100万円以上のもの ○積算が適正でないもの ・重大なもの
	○入札手続等の不適正	○業者の選定及び入札手続が適正でないもの ・重大なもの
	○随意契約の不適正	○見積書が適正でないもの又は不足するもの ・重大なもの
	○契約書の不適正	○契約書の作成手続が適正でないもの ・重大なもの(契約締結事務の遡及は支出による) ○契約書の内容が適正でないもの ・重大なもの(暴力団排除条項・再委託・追完請求など)
	○契約保証金等の不適正	○契約保証金又は入札保証金の免除が適正でないもの ・重大なもの
	○契約変更の不適正	○契約変更の理由、金額及び手続が適正でないもの ・重大なもの
	○履行確認の不適正	○適期に完了確認をしていないもの又は不十分なもの ・重大なもの
	○その他	○その他契約事務に関し適正でないもの ・重大なもの
5 補助金等	○補助金等の交付事務の不適正	○交付申請(変更を含む。)が遅延しているもの ・交付要綱・通知等で提出期限があるもののうち6か月以上の遅延 ・提出期限の定めがないもので、既に事業着手している単県事業のうち6か月以上の遅延(やむを得ない事情がある場合を除く) ・提出期限の定めがないもので、既に事業完了している単県事業のうち6か月以上の遅延(災害等、要綱等により事業完了後交付申請するものを除く) ○交付決定が遅延しているもの ・重大なもの又は6か月以上の遅延 ○実績報告書が提出されていないもの若しくは遅延しているもの又は内容が不適当なもの ・重大なもの又は6か月以上の遅延

区分	項目	指摘の具体的基準
5 補助金等	○補助金等の交付事務の不適正	○額の確定が遅延しているもの <ul style="list-style-type: none"> ・単県事業で出納整理期間を超えるもののうち6か月以上の遅延 ・単県事業で実績報告提出後1か月以上の遅延のうち6か月以上の遅延 ・国庫補助事業で国の確定通知受理後1か月以上の遅延のうち6か月以上の遅延
5 補助金等	○その他	○その他補助金事務に關し適正でないもの <ul style="list-style-type: none"> ・重大なもの
6 工事の執行	○その他	○その他工事の執行に關し適正でないもの <ul style="list-style-type: none"> ・重大なもの
7 財産	○県有財産及び物品の取得又は処分の不適正	○取得又は処分の事務手続が適正でないもの <ul style="list-style-type: none"> ・重大なもの
	○県有財産及び物品の管理の不適正	○管理の事務手続が適正でないもの <ul style="list-style-type: none"> ・重大なもの
8 その他	○その他	○1から7の区分の各項目に該当しない適正でないもの <ul style="list-style-type: none"> ・重大なもの

注1 処置基準で指摘となる「重大なもの又は著しいもの」等は、類似項目に設定された基準との權衡を考慮して判断する。

2 特別な事情のあるものは上記基準と異なることもある。

3 上記基準に該当する場合であっても、次に該当する場合には原則として処置しない。

(1) 業務適正化の取組

自所属が誤り等を把握したうえでは正又は具体的な改善の措置を講じ、業務適正化の取組が機能していると認められるもの。ただし、重大なものは除くものとする。

(2) 行政監査対応

当該年度に実施する行政監査のテーマに合致するものであり、行政監査の結果として改善を求めることが適當であるもの。

(3) 部局長協議

会計規則・要綱・通知等に問題があるため、部局長協議を行って改善を求めることが適當であるもの。

4 物品については原則として物品事務取扱規則第3条第1項第2号を除くものとする。

令和6年度決算に係る定期監査結果に基づく指摘事項

I 収入事務	(ページ)
1 雜入の調定について（農業振興局経営支援課）	42
2 受託事業収入の調定について（人事委員会事務局）	42
3 国庫支出金の受入について（中山間・地域振興局交通政策課）	43
4 国庫支出金の受入について（ささえあい福祉局長寿社会課）	43
5 国庫支出金の受入について（子ども発達支援課）	44
II 支出事務	
6 変更契約締結の事務手続について（とつとり暮らし推進局人口減少対策課）	45
7 支出負担行為の事務手続について（家庭支援課）	45
8 変更契約締結の事務手続について（河川港湾局河川課）	46
9 委託料に係る支出金額について（中山間・地域振興局中山間・地域振興課）	46
10 補助金の対象経費について（ささえあい福祉局孤独・孤立対策課）	47
11 負担金に係る支出金額について（米子工業高等学校）	47
12 一時保護委託料の支払について（西部総合事務所県民福祉局）	48
13 委託料の額の確定について（消防防災課）	48
III 契約事務	
14 変更契約締結の事務手続について（犯罪被害者総合サポートセンター）	49
15 変更契約締結の事務手続について（県議会事務局）	49
16 契約の事務手続について（人権尊重社会推進局人権・同和対策課）	50
17 契約解除の事務手続について（犯罪被害者総合サポートセンター）	50
IV 補助金等事務	
18 交付金の交付決定について（中部総合事務所県土整備局）	51
19 交付金の交付決定について（西部総合事務所米子県土整備局）	51
20 交付金の額の確定について（西部総合事務所米子県土整備局）	52
V 財産管理事務	
21 物品の貸付手続について（観光交流局観光戦略課）	53
22 物品の貸付手続について（体育保健課）	53
23 公有財産の管理について（くらしの安心局まちづくり課）	54
24 行政財産の目的外使用許可について（道路局道路企画課）	54
25 港湾施設の使用許可について（西部総合事務所米子県土整備局）	55
26 劇物の保管庫の表示について（自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館）	55
27 劇物の保管庫の表示について（畜産試験場）	55

I 収入事務

1 雑入の調定について（農業振興局経営支援課）

内 容																			
農業改良資金貸付金に係る違約金について、調定を行っていないもの及び調定が遅延しているものがあつた。																			
・概 要：事前調定すべき収入を事後調定としていたため、未収金が歳入決算帳票に計上されていなかった。未納のうち、1名分（債務者A）は未調定であり、その他2名分（連帯保証人B及びC）は事後調定していた。																			
債務者A (単位：円)																			
<table border="1"><thead><tr><th>対象月</th><th>調定額</th><th>調定すべき日</th><th>調定日</th><th>調定日</th></tr></thead><tbody><tr><td>R 6. 4～</td><td>240,000</td><td>R 6. 4. 1</td><td>R 6. 10. 9外</td><td>未調定</td></tr><tr><td>R 7. 3</td><td>※20,000円／月×12</td><td></td><td>最終：R 7. 4. 11</td><td></td></tr></tbody></table>					対象月	調定額	調定すべき日	調定日	調定日	R 6. 4～	240,000	R 6. 4. 1	R 6. 10. 9外	未調定	R 7. 3	※20,000円／月×12		最終：R 7. 4. 11	
対象月	調定額	調定すべき日	調定日	調定日															
R 6. 4～	240,000	R 6. 4. 1	R 6. 10. 9外	未調定															
R 7. 3	※20,000円／月×12		最終：R 7. 4. 11																
連帯保証人B及びC (単位：円)																			
<table border="1"><thead><tr><th>対象月</th><th>調定額</th><th>調定すべき日</th><th>調定日</th><th>遅延日数</th></tr></thead><tbody><tr><td>R 6. 9～</td><td>240,000</td><td>R 6. 4. 1</td><td>R 6. 10. 9外</td><td>6か月8日～</td></tr><tr><td>R 7. 3</td><td>※20,000円／月×6月×2人</td><td></td><td>最終：R 7. 4. 11</td><td>1年10日</td></tr></tbody></table>					対象月	調定額	調定すべき日	調定日	遅延日数	R 6. 9～	240,000	R 6. 4. 1	R 6. 10. 9外	6か月8日～	R 7. 3	※20,000円／月×6月×2人		最終：R 7. 4. 11	1年10日
対象月	調定額	調定すべき日	調定日	遅延日数															
R 6. 9～	240,000	R 6. 4. 1	R 6. 10. 9外	6か月8日～															
R 7. 3	※20,000円／月×6月×2人		最終：R 7. 4. 11	1年10日															
・発生の要因：担当者、上司の認識不足。 ・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（5万円以上の調定漏れ、合計10万円以上で6か月以上の調定の遅延）																			

2 受託事業収入の調定について（人事委員会事務局）

内 容																							
公平委員会事務に係る受託事業収入（経常外経費分）について、調定が遅延していた。																							
・概 要：令和5年度中に判定を行った公平委員会事務（勤務条件に関する措置要求2件）の受託に係る経費について、調定が遅延していた。																							
<table border="1"><thead><tr><th>事案名</th><th>令和5年（措）第1号事案</th><th>令和5年（措）第2号事案</th></tr></thead><tbody><tr><td>納入者（契約の相手方）</td><td colspan="2">D広域連合</td></tr><tr><td>判定日</td><td>R 5. 6. 30</td><td>R 6. 3. 22</td></tr><tr><td>調定額</td><td>113,036円</td><td>134,155円</td></tr><tr><td>調定日</td><td colspan="2">R 7. 1. 9</td></tr><tr><td>遅延日数 ※</td><td>18か月9日</td><td>9か月18日</td></tr><tr><td>納入日</td><td colspan="2" rowspan="3">R 7. 1. 31</td></tr></tbody></table>			事案名	令和5年（措）第1号事案	令和5年（措）第2号事案	納入者（契約の相手方）	D広域連合		判定日	R 5. 6. 30	R 6. 3. 22	調定額	113,036円	134,155円	調定日	R 7. 1. 9		遅延日数 ※	18か月9日	9か月18日	納入日	R 7. 1. 31	
事案名	令和5年（措）第1号事案	令和5年（措）第2号事案																					
納入者（契約の相手方）	D広域連合																						
判定日	R 5. 6. 30	R 6. 3. 22																					
調定額	113,036円	134,155円																					
調定日	R 7. 1. 9																						
遅延日数 ※	18か月9日	9か月18日																					
納入日	R 7. 1. 31																						
※遅延日数は判定日の翌日から起算し、調定日（調定の起案の決裁日）までの日数とした。																							
・発生の要因：担当者及び上司の認識不足 ・指摘の考え方：調定事務が著しく不適正（合計10万円以上で6か月以上の調定の遅延）																							

3 国庫支出金の受入について（中山間・地域振興局交通政策課）

内 容

鳥取空港滑走路等整備事業について、国庫支出金を財源とすべきところを当該国庫支出金の交付を受けて実行しているものがあった。

・概 要：鳥取空港滑走路等整備事業のうち「航空灯火LED化工事」についてはR7年度に一部を繰越したが、R6年度に執行した前払金 28,600,000円の国費相当分 14,300,000円はR6年度に請求すべきところ、全額繰越と誤認し請求を失念していたため、歳入不足となった。

・予定国費財源額：296,453,600円

・実国費受入額：282,153,600円

・差引財源不足額：14,300,000円（注）令和7年度中に収入見込

・発生の要因：担当者及び上司の内容確認不足

・指摘の考え方：補助金の申請事務が著しく不適正（歳入不足が生じたもの）

4 国庫支出金の受入について（ささえあい福祉局長寿社会課）

内 容

外国人介護人材受入促進事業補助金について、国庫支出金を財源とすべきところを当該国庫支出金の交付を受けて実行しているものがあった。

・概 要：国の補助金を受けるためには、R7.3月末までに県から補助事業者への補助金交付（概算払でも可）を完了する必要があったが、認識が不足しておりR7.4月以降の交付となった補助金7件（3,859,000円）について、県が国の補助金の交付を受けることができなかった。

・支 払 総 額：4,253,000円（うち国費対象外となった額：3,859,000円）

・予定国費財源額：2,835,000円（生活困窮者就労準備支援事業費補助金（補助率2/3））

・実国費受入額：262,000円

・差引財源不足額：2,573,000円

・発生の要因：上司・担当者の認識不足

・指摘の考え方：補助金の申請事務が著しく不適正（歳入不足が生じたもの）

5 国庫支出金の受入について（子ども発達支援課）

内 容	
<p>医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策応援金について、送達を受けた申請書を所管課へ転送しなかつたため、国庫支出金を財源とすべきところを当該国庫支出金の交付を受けず執行しているものがあつた。</p>	
・概	要：R 7. 1月に電子申請サービスで申請を受けたが、介護サービス事業者等に係るフォーム（申請先：長寿社会課）によるべきところ、誤って障がい児施設に係るフォーム（申請先：子ども発達支援課）により申請されていた。電子文書の到達及び受付については、所属職員が電子文書を受領したときに受付されたもののみなされ、 所属の所管でない場合は、事務を所管する所属へ転送する等の適切な措置を講ずるべきであったが、子ども発達支援課は長寿社会課へ転送等していなかつた。 4月に入り申請者から問い合わせがあり、長寿社会課はR 6年度（R 7. 3. 31）に遡って支給決定を行った。本応援金は国の交付金を財源に充てており、交付要件としてR 7. 3月末までに応援金を支給完了する必要があつたが、 手続漏れのため支払日がR 7. 5月になつた応援金1件（1,760,000円）について、国の交付金を充当することができなかつた。
・申 請 日	R 7. 1. 17（電子申請サービス申請日）
・申 請 者	（株）E
・所 管 課 受 理 日	R 7. 5. 8
・支 給 決 定 金 額	1,760,000円（支払日：R 7. 5. 23）
・支 払 総 額	246,253,000円（うち国費対象外となつた額：1,760,000円）
・予 定 国 費 財 源 額	246,253,000円（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の充当が可能（補助率10/10））
・実 国 費 受 入 額	244,493,000円
・差 引 財 源 不 足 額	1,760,000円
・発 生 の 要 因	所属間の連携・情報共有不足、上司・担当者の認識不足
・指 摘 の 考 え 方	補助金の申請事務が著しく不適正（歳入不足が生じたもの）

II 支出事務

6 変更契約締結の事務手続について（とっとり暮らし推進局人口減少対策課）

内 容	
人口戦略フォーラム運営業務委託契約について、遡って変更契約を締結していた。	
・概	要：業務期間終了日を失念していたため、増額に伴う変更契約締結の事務手続を業務期間内に行わず、業務期間終了後に業務期間終了日に遡って変更契約していた。
・相 手 方	F (株)
・変更前の契約金額	11,000,000円
・変更後の契約金額	13,500,000円
・変更前の業務期間	R 6. 10. 23～R 7. 2. 28
・変更後の業務期間	R 6. 10. 23～R 7. 3. 19
・変更契約伺決裁日	R 7. 3. 11
・変 更 契 約 日	R 7. 2. 28
・遡 り 日 数	11日
・発 生 の 要 因	上司の進行管理不足及び担当者の失念
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

7 支出負担行為の事務手続について（家庭支援課）

内 容	
共同親権セミナー会場利用に係る契約について、遡って変更契約を締結していた。	
・概	要：セミナー開催に係る会場等使用について、見積書に含まれていなかった控室、機材の追加料金や駐車場の当日利用料金が発生したが、契約金額が50万円を超えると請求書が必要になることを失念していたため、請求書を受理してから遡って変更契約を締結していた。
・見 積 受 理 日	R 6. 9. 16
・当 初 契 約 額	485,650円（当初見積額）
・変 更 後 契 約 額	576,831円
・変 更 契 約 締 結 日	R 6. 12. 8（セミナー開催日）
・請 求 書 受 理 日	R 7. 1. 16
・支 出 負 担 行 為 起 案 日	R 7. 1. 29
・支 出 負 担 行 為 決 裁 日	R 7. 1. 29
・遡 り 日 数	1か月21日
・発 生 の 要 因	担当者の失念、上司の請求書作成についての確認不足
・指摘の考え方	支出負担行為が適期に行われていない

8 変更契約締結の事務手続について（河川港湾局河川課）

内 容	
令和6年度鳥取県雨水貯留タンク設置業務に関する委託契約について、遡って変更契約を締結していた。	
・概 要	：増額及び業務期間の延伸に係る変更契約（第2回）を業務期間内に締結すべきところ、失念により業務期間終了後に日付を遡って締結していた。
・相 手 方	：（株）G
・変更前の契約金額	：1,361,800円
・変更後の契約金額	：1,501,500円
・変更前の業務期間	：R 6. 9. 12～R 7. 3. 14
・変更後の業務期間	：R 6. 9. 12～R 7. 3. 26
・変更契約締結日	：R 7. 3. 17
・変更契約日	：R 7. 3. 14
・遡り日数	：3日
・発生の要因	：上司の進行管理不足、担当者の失念
・指摘の考え方	：契約変更の時期が不適正（事後）

9 委託料に係る支出金額について（中山間・地域振興局中山間・地域振興課）

内 容																																																		
住民による共助の体制づくり支援業務に係る委託料について、誤った完了報告書を受理したことにより過大に支出していた。																																																		
・概 要	：当該委託契約は委託料の上限額を設定した委託契約で、受託者が協働参画課に事務局を置く実行委員会と締結した令和6年度とつと研志塾運営業務委託契約で実施した業務を、集計誤りにより重複して当該業務の完了報告の実績として計上していた。履行検査が不十分であったため報告書の誤りに気付かないまま契約金額の確定を行い、過大支出となつた。（R 7. 8 返納済）																																																	
	(単位：円、時間)																																																	
とつと研志塾運営業務と支払いが重複した業務	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施日</th><th>実施時間</th><th>形式</th><th>支援費</th><th>旅費</th></tr> <tr> <th></th><th></th><th>単価(時間/円)</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R6 とつと研志塾設計（第1回）</td><td>1</td><td>オンライン</td><td>6,700</td><td>0</td></tr> <tr> <td>R6とつと研志塾設計（第1回）</td><td>1</td><td>6,700</td><td>6,700</td><td>0</td></tr> <tr> <td>R6とつと研志塾設計（第1回事前確認）</td><td>0.5</td><td></td><td>3,350</td><td>0</td></tr> <tr> <td>R6とつと研志塾第1回講座</td><td>3</td><td>対面 12,000</td><td>36,000</td><td>9,720</td></tr> <tr> <td>別途消費税</td><td>—</td><td>—</td><td>5,275</td><td>—</td></tr> <tr> <td>各経費計</td><td>—</td><td>—</td><td>58,025</td><td>9,720</td></tr> <tr> <td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td>67,745</td></tr> </tbody> </table>					実施日	実施時間	形式	支援費	旅費			単価(時間/円)			R6 とつと研志塾設計（第1回）	1	オンライン	6,700	0	R6とつと研志塾設計（第1回）	1	6,700	6,700	0	R6とつと研志塾設計（第1回事前確認）	0.5		3,350	0	R6とつと研志塾第1回講座	3	対面 12,000	36,000	9,720	別途消費税	—	—	5,275	—	各経費計	—	—	58,025	9,720	合計				67,745
実施日	実施時間	形式	支援費	旅費																																														
		単価(時間/円)																																																
R6 とつと研志塾設計（第1回）	1	オンライン	6,700	0																																														
R6とつと研志塾設計（第1回）	1	6,700	6,700	0																																														
R6とつと研志塾設計（第1回事前確認）	0.5		3,350	0																																														
R6とつと研志塾第1回講座	3	対面 12,000	36,000	9,720																																														
別途消費税	—	—	5,275	—																																														
各経費計	—	—	58,025	9,720																																														
合計				67,745																																														
※とつと研志塾運営業務委託契約では、連続講座を実施。第1回講座（6月1日開催）の実施に係る経費として上記金額を含む150,000円が支払われている。																																																		
・契約の相手方	：（株）H																																																	
・契約方法	：随意契約（1者）																																																	
・契約金額	：1,977,900円																																																	
・額の確定額（正）	：1,905,563円																																																	
	（誤）：1,973,308円																																																	
・差額	67,745円																																																	
・発生の要因	：担当者及び上司の確認不足																																																	
・指摘の考え方	：支出金額が誤っているもの（5万円以上）																																																	

10 補助金の対象経費について（ささえあい福祉局孤独・孤立対策課）

内 容

令和6年度鳥取県ヤングケアラーのためのSNS上の集いの場設置・運営事業補助金について、補助対象経費から消費税等の額を除くべきところ、消費税等の額を含めて過大に支出していた。

- 概 要：交付要綱では補助対象経費から仕入控除税額を除くこととなっており、一般課税事業者の場合は消費税等の額を除いて実績報告すべきであったが、補助対象経費の一部について消費税等の額を含めて実績報告していた。**実績報告の誤った金額で額の確定を行ったため過大支出となった。**（R 7.10 返納済）

（単位：円）

消費税を含めた経費	消費税込金額	消費税額
チャットアプリ使用料	117,877	10,716
広報等の委託料	594,000	54,000
光熱水費・駐車場代等	17,165	1,560
計（補助対象対象外）	—	66,276

- 補助事業者：I 合同会社
- 補助対象額：(正) 2,689,125円、(誤) 2,755,401円
- 補助金額：(正) 2,689,000円、(誤) 2,755,000円
- 差額：**66,000円**

- 発生の要因：担当者や上司の関係規程への認識不足
- 指摘の考え方：支出金額が誤っているもの（5万円以上）

11 負担金に係る支出金額について（米子工業高等学校）

内 容

日本スポーツ振興センター災害共済給付に係る負担金について、加入者数の報告を誤ったため過大に支出していた。

- 概 要：加入対象生徒数の報告に対象外生徒1名を含めた誤りがあり、その分が過払いとなつた。学校は加入対象外であることを認識していたが、担当者が報告書の記載の仕方をよく理解していなかったことから記載を誤り、上司も十分に確認していなかった。なお、当共済は体育保健課が各学校の加入対象生徒数を取りまとめて報告し、それにより掛金が確定するため、誤りの判明後に訂正はできなかった。
- 支 払 額：21,880,815円
- 正 当 額：21,878,650円
- 差 額：**2,165円（過大支出額）**
- 発生の要因：学校の報告誤り
- 指摘の考え方：支出事務が著しく不適正

12 一時保護委託料の支払について（西部総合事務所県民福祉局）

内 容	
一時保護委託料について、一連の事務手続の遅延により支払が遅延しているものがあった。	
・概	要：一時保護委託先が里親の場合、委託料の支払に係る請求書は、児童相談システム（以下、「システム」と言う。）に登録された一時保護情報をもとに、職員が作成した請求書（案）を、里親に送付し、里親が確認、必要な事項を記載した上、提出される。R 6. 3月に実施した里親委託の一時保護情報について、前任担当職員がシステムに登録しておらず、また、後任の職員は、着任 1年目で委託料支払に係る業務の流れを正確に把握していなかつたため、システム登録がR 6. 5月となり未払判明が出納閉鎖間際になってしまった。速やかに請求書（案）を郵送したが、受理後、金額誤りが判明したため、請求書（案）の再送付が必要となった結果、請求書の受理及び支払がR 6. 7月となった（過年度支出）。
・相 手 方	個人 J
・支 払 額	34,896円
・一 時 保 護 委 託 日	R 6. 3. 17、24（R 5年度）
・一 時 保 護 情 報 登 録 日	R 6. 5. 17（未払判明）
・請 求 書（案）送 付 日	R 6. 5. 18
・請 求 書 受 理 日	R 6. 6. 3（金額誤りが判明した）
・請 求 書（案）再 送 付 日	R 6. 6. 18
・請 求 書 再 受 理 日	R 6. 7. 5
・支 払 日	R 6. 7. 19
・遅 延 日 数	3か月25日（一時保護委託日から起算した）
・債 務 の 属 す る 年 度	R 5年度
・歳 出 予 算 の 年 度	R 6年度
・発 生 の 要 因	担当者及び上司の進行管理不足
・指 摘 の 考 え 方	支出事務が著しく不適正

13 委託料の額の確定について（消防防災課）

内 容	
鳥取県支え愛マップ作成推進事業委託契約について、不用額の返還手続を行っていなかった。	
・概	要：当該委託契約は委託料の上限額を設定した委託契約で、完了報告書受理後、完了検査を行い委託料の額を確定し受託者へ通知しなければならないところを通知していなかった。委託料は全額概算払で支払っており、 実支出額が概算払済額を下回ったため不用額の返還手続を行わなければならないところを行っていなかった。 （R 7. 5 戻入済）
・契 約 方 法	随意契約（一者）
・契 約 の 相 手 方	（社福） K
・委 託 期 間	R 6. 4. 1～R 7. 3. 31
・委 託 料	2,555,000円（上限）
・概 算 払 額	2,555,000円
・実 績 額	1,683,739円
・返 納 額	871,261円
・実績報告書受理日	R 7. 4. 17
・検 察 日	R 7. 4. 24
・発 生 の 要 因	担当者及び上司の契約書の認識不足
・指 摘 の 考 え 方	支出事務が著しく不適正

III 契約事務

14 変更契約締結の事務手続について（犯罪被害者総合サポートセンター）

内 容	
鳥取県犯罪被害者サポートセンターウェブサイト構築業務変更契約について、遡って変更請書を徵取していた。	
・概要	要：鳥取県犯罪被害者総合サポートセンターウェブサイト構築業務について、パンフレットの記載内容やデザインを勘案して作成することとしていたが、パンフレットの内容が業務期間満了の直前まで固まらず作業ができなかつことにより業務期間の延長が必要になったが、担当者が事務を怠り変更契約の起案が遅延したため、変更契約日を遡ったもの。
・契約の相手方	：(株) L
・契約の方法	：随意契約（三者）
・契約金額	：869,000円
・当初業務期間	：R 6. 4. 1～R 6. 6. 7
・変更後業務期間	：R 6. 4. 1～R 6. 8. 9（契約金額増減なし）
・変更契約起案日	：R 6. 6. 7
・変更契約決裁日	：R 6. 6. 10
・遅延日数	：3日
・発生の要因	：上司の進行管理不足（遅延）
・指摘の考え方	：契約変更の時期が不適正（事後）

15 変更契約締結の事務手続について（県議会事務局）

内 容																													
台湾視察に係る現地借り上げバス及び通訳ガイドの手配業務について、遡って変更請書を徵取していた。																													
・概要	要：契約変更に係る見積書を徵取したが、別の委託契約に含まれる費用が誤って計上されていることを見落としたまま変更請書を徵取していた（第2回変更）。R 6. 11. 29に相手方からの実績報告書を受理して変更契約金額の誤りに気付いたが、減額負担行為による精算が可能と誤認し、減額負担行為を起案したところ、統括審査課から変更契約が必要であると指摘され、日付を遡って変更請書を徵取したもの。																												
・契約の相手方	：(株) M																												
・委託期間	：R 6. 10. 11～R 6. 11. 29																												
・契約の時系列	<table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>契約額 (増減額)</th><th>契約日</th><th>支出負担行為 決裁日</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>当初契約</td><td>638,000円</td><td>R 6. 10. 11</td><td>R 6. 9. 20</td><td></td></tr><tr><td>第1回変更</td><td>665,000円 (+27,000円)</td><td>R 6. 10. 25</td><td>R 6. 10. 22</td><td>業務増による増額</td></tr><tr><td>第2回変更</td><td>838,670円 (+173,670円)</td><td>R 6. 11. 29</td><td>R 6. 11. 26</td><td>業務増による増額 別経費含 (112,000円)</td></tr><tr><td>第3回変更</td><td>726,670円 (△112,000円)</td><td>R 6. 11. 29</td><td>R 7. 1. 7</td><td>別経費の減額</td></tr></tbody></table>				区 分	契約額 (増減額)	契約日	支出負担行為 決裁日	備考	当初契約	638,000円	R 6. 10. 11	R 6. 9. 20		第1回変更	665,000円 (+27,000円)	R 6. 10. 25	R 6. 10. 22	業務増による増額	第2回変更	838,670円 (+173,670円)	R 6. 11. 29	R 6. 11. 26	業務増による増額 別経費含 (112,000円)	第3回変更	726,670円 (△112,000円)	R 6. 11. 29	R 7. 1. 7	別経費の減額
区 分	契約額 (増減額)	契約日	支出負担行為 決裁日	備考																									
当初契約	638,000円	R 6. 10. 11	R 6. 9. 20																										
第1回変更	665,000円 (+27,000円)	R 6. 10. 25	R 6. 10. 22	業務増による増額																									
第2回変更	838,670円 (+173,670円)	R 6. 11. 29	R 6. 11. 26	業務増による増額 別経費含 (112,000円)																									
第3回変更	726,670円 (△112,000円)	R 6. 11. 29	R 7. 1. 7	別経費の減額																									
・遡り日数	：1か月9日																												
・発生の要因	：担当者及び上司の確認不足並びに関係規程等への認識不足																												
・指摘の考え方	：契約変更の時期が不適正（事後）																												

16 契約の事務手続について（人権尊重社会推進局人権・同和対策課）

内 容	
鳥取県隣保館相談支援機能強化委託業務について、委託業務の完了が遅延していた。	
・概要	要：当該業務の業務期間はR 7. 3. 20までであったが、相手方が前年度契約（前年度契約はR 5. 5. 16～R 6. 3. 31）と同様にR 7. 3. 31までと誤認をしていたため、業務の完了がR 7. 3. 28となった。
・相手方	N団体
・業務期間	R 6. 8. 8～R 7. 3. 20
・業務内容	(1) 相談支援機能強化アドバイザーの派遣 (2) 隣保事業ソーシャルワーカー養成研修の開催
・契約金額(締結額)	460,000円
・契約金額(確定額)	407,304円
・業務完了日	R 7. 3. 28
・遅延日数	8日
・完了検査日	R 7. 3. 31
・発生の要因	契約相手の業務期間の誤認
・指摘の考え方	契約事務が著しく不適正

17 契約解除の事務手続について（犯罪被害者総合サポートセンター）

内 容	
犯罪被害者総合サポートセンターロゴマーク制作業務について、契約解除の期限を過ぎていたにもかかわらず契約を解除していた。	
・概要	要：県組織としてのサポートセンターのロゴマーク作成業務を発注していたが、業務期間満了の直前になってロゴマークの作成を中止することとなった。契約を解除する場合、業務委託仕様書では契約解除の1ヶ月前までに文書により通知することとなっていたが、すでに業務期間満了日の1ヶ月前を過ぎていたにもかかわらず解除したもの。
・契約の相手方	O(株)
・契約の方法	随意契約（三者）
・契約書の作成	省略（仕様書を通知）
・支出負担行為起案日	R 6. 3. 26
・支出負担行為決裁日	R 6. 3. 26
・業務期間	R 6. 4. 1～R 6. 5. 20
・契約金額	253,000円
・契約解除期限	R 6. 4. 20（業務期間満了日を起点）
・契約解除日（口頭）	R 6. 5. 9（所管課への聞き取りによる）
・契約解除通知起案日	R 6. 6. 7
・契約解除通知決裁日	R 6. 6. 10
・発生の要因	担当者及び上司の認識不足
・指摘の考え方	契約事務が著しく不適正

IV 補助金等事務

18 交付金の交付決定について（中部総合事務所県土整備局）

内 容	
スーパーボランティア支援事業交付金について、交付決定が遅延しているものがあった。	
・概	要：交付決定は、スーパーボランティア支援事業交付金交付要綱では、交付申請を受けた日から20日（閏序日は除く。）以内に行うことと定められていたにもかかわらず、交付決定が遅延していた。
・申 請 者	団体P
・交付申請書受理日	R 6. 4. 4
・交付決定期限	R 6. 5. 7
・支出負担行為起案日	R 6. 11. 7
・支出負担行為決裁日	R 6. 11. 12
・交付決定日	R 6. 11. 25
・遅 延 日 数	6か月18日
・発 生 の 要 因	担当者の関係規程等への認識不足等、上司の進行管理不足
・指摘の考え方	補助金交付事務が著しく不適正（6か月以上の遅延）

19 交付金の交付決定について（西部総合事務所米子県土整備局）

内 容	
令和6年度協働型ボランティア促進事業交付金について、交付決定が遅延しているものがあった。	
・概	要：交付金の申請書を受理したものの担当者が交付決定手続を行っていなかった。交付決定していないことが判明した後、別の職員が起案し、交付決定の手続を行った。 なお、補助事業者のボランティア団体は既に締結していた協働型ボランティア促進事業協定書に基づき、事業を実施していた。
・申 請 者	団体Q外10団体
・申 請 日	R 6. 4. 30外 (R 6. 4. 30～5. 24)
・交付申請書受理日	R 6. 5. 7外 (R 6. 5. 7～5. 24)
・付 付 決 定 額	400,000円外 (72,000～400,000円)
・付 付 決 定 期 限	R 6. 6. 4外 (R 6. 6. 4～6. 21)
・支 出 負 担 行 为 決 裁 日	R 7. 2. 27外 (R 6. 2. 13～2. 27)
・付 付 決 定 日	R 6. 5. 17外 (R 6. 5. 17～6. 7)
・遅 延 日 数	8か月23日外 (8か月～8か月23日)
・発 生 の 要 因	上司の進行管理不足（遅延）
・指摘の考え方	補助金交付事務が著しく不適正（6か月以上の遅延）

20 交付金の額の確定について（西部総合事務所米子県土整備局）

内 容

令和6年度協働型ボランティア促進事業交付金について、交付決定を行っていないにもかかわらず、受理した実績報告書の内容を改変して額の確定を行っているものがあった。

- ・概 要：交付決定を行っていないにもかかわらず、交付手続について問合せのあった申請者の実績報告書を受理し、虚偽の交付決定日付及び文書番号を記載して交付金の額の確定通知書を作成し、決裁を受けて交付していた。
なお、事案判明後、別の職員が交付決定通知を行い、改めて額の確定通知を行った。
- ・補 助 事 業 者：団体R
- ・実 績 報 告 書
受 理 日：R 6. 12. 2
- ・交付金確定額：160,000円
- ・不適正な額の
確 定 通 知 日：R 7. 1. 70
- ・交 付 決 定 日：R 6. 5. 30（決裁日 R 7. 2. 13）
- ・正 当 な 額 の
確 定 日：R 7. 2. 19
- ・発 生 の 要 因：担当者の規範意識の欠如
・指摘の考え方：補助金事務の著しい不適正

V 財産管理事務

21 物品の貸付手続について（観光交流局観光戦略課）

内 容

夢みなとタワーの管理運営に係る物品の貸付について、貸付契約を行わないまま貸し付けていた。

- ・概 要：R 2. 4. 1～R 5. 3. 31の貸付期間終了後、R 5. 4. 1からの貸付契約を行わないまま引き続き貸し付けていた。現担当者がR 6年度の物品確認時に貸付契約が行われていないことに気付き、遡及して貸付契約の手続を行ったもの。
- ・貸付の相手方：境港市
- ・貸付料：無償
- ・物品借受申込日：R 6. 9. 2
- ・貸付物品：両袖机外39点
- ・貸付期間：R 5. 4. 1～R 8. 3. 31
- ・貸付契約起案日：R 6. 9. 10
- ・貸付契約決裁日：R 6. 9. 12
- ・貸付契約日：R 6. 9. 12
- ・発生の要因：担当者及び貸付の相手方の失念並びに上司の確認不足
- ・指摘の考え方：物品管理事務が著しく不適正

22 物品の貸付手続について（体育保健課）

内 容

物品（集会用テント・スポットクーラー）の貸付について、物品貸付伺書の作成等の一連の事務手続を行わないまま貸し付けていた。

- ・概要：貸付先がいざれも県内の高等学校で組織される団体であることから、貸付手続は不要と誤認していたもの。なお、事務監査の実施時には、団体へ貸し付けしている状況を把握しておらず、これらの物品は使用がなく他施設で保管している状態と認識していた。

品名	集会用テント	スポットクーラー
数量	10張	4台
購入日	H27. 2. 17	R 3. 8. 18
貸付先	団体S	団体T
保管場所	倉吉自転車競技場	米子市民球場
貸付開始日	不明（H27. 2以降）	不明（R 3. 8以降）

- ・発生要因：担当者及び上司の関係規程等への認識不足
- ・指摘の考え方：物品管理事務が著しく不適正

23 公有財産の管理について（くらしの安心局まちづくり課）

内 容																												
<p>公有財産（布勢総合運動公園野球場）について、財産の取得に係る事務手続終了報告を怠っていたため、長期にわたり公有財産台帳に記載していなかった。</p> <p>また、布勢総合運動公園野球場について、指定管理の運営に関する協定に定める管理物件を示す財産台帳に記載しないまま指定管理者に管理させるとともに、協定に定める火災保険に加入していなかった。</p> <p>・概 要：布勢総合運動公園野球場について、落雷により野球場の夜間照明及び火災報知器に被害が生じ、保険金を請求しようとしたところ、昭和 59 年に財産を取得してから公有財産台帳への登録が漏れていたことが判明した。これを受け財産の取得に係る事務手続終了報告を行ったが、大幅に遅延することとなった。</p> <p>また、指定管理に関する協定に定める管理物件を示す財産台帳に記載しないまま指定管理者に管理させており、さらに公有財産台帳への登録が漏れていたことから協定に定める火災保険に加入していなかった。（R 7. 9 加入済）</p>																												
<p>【建物】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">財産の区分</th> <th rowspan="2">施設名</th> <th rowspan="2">所在地</th> <th colspan="4">本年度異動状況</th> <th rowspan="2">報告日</th> <th rowspan="2">遅延日数</th> </tr> <tr> <th>異動日</th> <th>面積 (m²)</th> <th>価額</th> <th>増減 理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政財産</td> <td>野球場</td> <td>鳥取市 布勢</td> <td>S59. 5. 3</td> <td>4,900.05</td> <td>不明</td> <td>登録 漏れ</td> <td>R6. 7. 30</td> <td>38 年 2 か 月 27 日</td> </tr> </tbody> </table>							財産の区分	施設名	所在地	本年度異動状況				報告日	遅延日数	異動日	面積 (m ²)	価額	増減 理由	行政財産	野球場	鳥取市 布勢	S59. 5. 3	4,900.05	不明	登録 漏れ	R6. 7. 30	38 年 2 か 月 27 日
財産の区分	施設名	所在地	本年度異動状況							報告日	遅延日数																	
			異動日	面積 (m ²)	価額	増減 理由																						
行政財産	野球場	鳥取市 布勢	S59. 5. 3	4,900.05	不明	登録 漏れ	R6. 7. 30	38 年 2 か 月 27 日																				
<p>・発生の要因：担当者及び上司の確認不足</p> <p>・指摘の考え方：財産の管理が著しく不適正</p>																												

24 行政財産の目的外使用許可について（道路局道路企画課）

内 容							
<p>行政財産の目的外使用許可（山陰海岸ジオパーク案内看板設置）について、使用許可期間終了後も許可手続を行わないまま使用させていた。</p> <p>・概 要：H31. 4. 1～R 6. 3. 31の使用許可期間が終了後、相手方が更新手続を失念していたため、R 6. 4. 1からの使用許可申請が行われず、引き続き使用させていた。なお、相手方からR 7. 6. 16付けで使用許可の申請がなされ、使用許可を行った。</p> <p>・申請者：鳥取市</p> <p>・財産の名称：鳥取県立砂丘オアシス広場</p> <p>・申請書日付：R 7. 6. 16</p> <p>・申請書受理日：R 7. 6. 16</p> <p>・起案日：R 7. 6. 16</p> <p>・決裁日：R 7. 6. 17</p> <p>・使用許可日：R 7. 6. 18</p> <p>・未許可使用期間：R 6. 4. 1～R 7. 6. 17（1年2か月17日）</p> <p>・使用料：全額免除</p>							
<p>・発生の要因：相手方の失念、担当者及び上司の確認不足並びに上司の進行管理不足</p> <p>・指摘の考え方：財産管理事務が著しく不適正</p>							

25 港湾施設の使用許可について（西部総合事務所米子県土整備局）

内 容																							
未舗装野積場に係る使用許可について、使用許可申請書を受理したものの、決裁手続を行わずに使用させているものがあった。																							
<p>・概要 要：未舗装野積場の使用許可申請書を受理したが、R 6. 9月に担当者が決裁を受けずに公印を押印した許可書を交付していた（不正な許可手続①）。</p> <p>R 6. 12月に使用許可の継続手続がされていないことに気付いた上司が担当者に督促したため、担当者は、未申請の案件と偽るため既に受理していた使用許可申請書の日付等を加工して使用許可書及び港湾施設使用料の収入伺（調定）を起案し、決裁を受けたものの、使用許可書及び納入通知書を申請者へ交付しなかった（不正な許可手続②）。使用料が未納であったため、R 7. 2月に上司が申請者に問い合わせたところ、手続きしていない許可書を保有していたことから、不正な許可手続①が判明した。</p> <p>なお、相手方には、別の職員が改めて事務手続を行い、使用許可書を交付した。</p>																							
<p>・申請者：U（株）</p> <p>・港湾名及び 港湾施設：地方港湾 米子港、未舗装野積場A（2,728.45m²）</p> <p>・使用料額：（ア）276,276円、（イ）276,276円</p>																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用期間</th> <th>（ア） R 6. 7. 1 ～R 6. 9. 30</th> <th>（イ） R 6. 10. 1 ～R 6. 12. 31</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>許可申請日</td> <td>R 6. 6. 17</td> <td>R 6. 9. 24</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不正な許可手続①</td> <td>（不正許可日） R 6. 9. 15</td> <td>（不正許可日） R 6. 9. 27</td> <td>・未決裁 ・公印を無断で押印し許可書を交付 ・相手方所有許可書</td> </tr> <tr> <td>不正な許可手続②</td> <td>（決裁日） R 6. 12. 27</td> <td>（決裁日） R 6. 12. 27</td> <td>・申請書を偽造し、事務手続を行った ・相手方には許可書を未交付</td> </tr> <tr> <td>許可手続</td> <td>（許可日） R 7. 3. 11</td> <td>（許可日） R 7. 3. 11</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				使用期間	（ア） R 6. 7. 1 ～R 6. 9. 30	（イ） R 6. 10. 1 ～R 6. 12. 31	備 考	許可申請日	R 6. 6. 17	R 6. 9. 24		不正な許可手続①	（不正許可日） R 6. 9. 15	（不正許可日） R 6. 9. 27	・未決裁 ・公印を無断で押印し許可書を交付 ・相手方所有許可書	不正な許可手続②	（決裁日） R 6. 12. 27	（決裁日） R 6. 12. 27	・申請書を偽造し、事務手続を行った ・相手方には許可書を未交付	許可手続	（許可日） R 7. 3. 11	（許可日） R 7. 3. 11	
使用期間	（ア） R 6. 7. 1 ～R 6. 9. 30	（イ） R 6. 10. 1 ～R 6. 12. 31	備 考																				
許可申請日	R 6. 6. 17	R 6. 9. 24																					
不正な許可手続①	（不正許可日） R 6. 9. 15	（不正許可日） R 6. 9. 27	・未決裁 ・公印を無断で押印し許可書を交付 ・相手方所有許可書																				
不正な許可手続②	（決裁日） R 6. 12. 27	（決裁日） R 6. 12. 27	・申請書を偽造し、事務手続を行った ・相手方には許可書を未交付																				
許可手続	（許可日） R 7. 3. 11	（許可日） R 7. 3. 11																					
<p>・発生の要因：担当者の規範意識が欠如し、上司の進行管理不足（遅延）</p> <p>・指摘の考え方：財産管理事務が著しく不適正</p>																							

26 劇物の保管庫の表示について（自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館）

内 容	
劇物（ホルマリンほか）の保管庫について、「医薬用外劇物」の表示をしていなかった。	
<p>・概要：認識不足によりホルマリン等の劇物を貯蔵する保管庫に「医薬用外劇物」の表示をしていなかった。</p> <p>・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足</p> <p>・指摘の考え方：物品管理事務が著しく不適正</p>	

27 劇物の保管庫の表示について（畜産試験場）

内 容	
劇物（硫酸銅ほか）の保管場所について、「医薬用外劇物」の表示をしていなかった。	
<p>・概要：認識不足により硫酸銅等の劇物を貯蔵する保管場所に「医薬用外劇物」の表示をしていなかった。</p> <p>・発生の要因：担当者や上司の関係規程等への認識不足</p> <p>・指摘の考え方：物品管理事務が著しく不適正</p>	